

第2号様式(第10条関係)

令和2年7月21日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

比嘉京子



印

令和2年度 政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



## 別紙

議員名 比嘉 京子

1 収入 政務活動費 450,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	10,736	燃料代金等
研修費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	18,450	新聞購読料等
事務所費	233,904	家賃(水道料金含む),電気料金等
事務費	89,369	プロバイダ料金、電話料金等
人件費	133,320	令和2年4月～6月分
合計	485,779	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円



¥ 22,092

(政務活動のため半額充当)

項目 ( 調査研究費 )

当店最安値!まいどプラスカード  
入会金も年会費も全て無料!



領収書

印紙

IDEMITSU

311781

セルフ那覇新都心 SS  
TEL 098-863-2475  
沖繩出光 株式会社  
沖縄県那覇市おもろまち4-21-22

売上 2020年 5月13日 10:09  
上ヒガキョウコ 様 手  
現金フリー 00-311781-90001-0001-9

出光ゼアス P-10  
34.08L 8104.0 3544円  
01200.00  
小計 3,544円  
消費税(外税)等(10.00%) 354円

合計 3,898円  
(内、消費税等(10.00%) 354円)  
お預り金 10,000円  
釣銭 6,102円

伝No: 10635 担当: 8800

※ 本書保管上のお願  
財布・手帳等にはさんで保管願く場  
合は、印刷面を内側に折り保管を  
願いたします。

<釣銭預り券>

釣銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い  
戻しは、「自動精算機」にてお願いしま  
す。

2020年 5月13日 10:09  
伝No. 04  
お預り金額 ¥10,000  
お買上金額 ¥3,898  
釣銭金額 ¥6,102

注1 預り番号 870-1241



りゅうせきSSG 合名会社バイパス給油所

安里バイパス給油所

納品書(領収書)

2020年06月05日 18:40

売上  
Tカード会員比嘉奈子様  
6-980078-49996-000  
現金会員  
車両番号 実車番 -  
0026-00  
レギュラー P-04  
36.54L

¥4,604  
¥4,604  
消費税等 ¥460  
合計 ¥5,064

釣銭 10000-4936 6000-936  
Tカード番号: XXXXXXXXXXXX  
ポイント: 基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

合名会社 バイパス給油所  
安里バイパス給油所  
沖縄県 那覇市大道75-1  
TEL: 098-887-7712 SS-980078  
ℓ-No 0070-01  
デ-No 97739-7740  
2020/06/03

余白に用途の補足説明を記載して下さい。

①に按分の割合及び按分による支払額を記)

②場合 (按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

りゅうせきSSG 洗車機導入サポート

末吉店

納品書(領収書)

毎週「水」「土」「日」は特売日!  
毎週「金」はTポイント5倍デー!  
4月末日最新最強  
スポンジ洗車機導入予定!!  
2020年06月21日 10:28

売上  
Tカード会員比嘉奈子様  
6-980221-49992-000  
現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P07

数量 26.48L  
単価 (115円) ¥3,043  
(単価値引) 4円 -¥105  
(QR-ボ)値引) 8円 -¥211  
値引後単価 103円 ¥2,727

消費税10%対象 ¥2,727  
消費税等 ¥273  
合計 ¥3,000  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥7,000

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX  
ポイント: 基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

株式会社 りゅうせきライフサポ  
末吉店  
沖縄県 那覇市松島2-7-39  
TEL: 098-885-2110 SS-980221  
ℓ-No 6324-03  
デ-No 1812-1813  
099末吉店 2020/06/21

りゅうせき

¥  
(政務活動のため半額充当)

項目 ( 調査研究費 )

リゅうせきSSG 那覇市田原1-3-2  
**小禄駅前店**

**納品書(領収書)**

2020年04月01日 18:37

売上  
Tカード会員 **ヒガキョウ**様  
6-980184-49992-000  
現金会員  
車両番号 **実車番**  
0026-00  
レギュラー P01  
数量 21.14L  
単価 131円 ¥2,769  
(単価値引 2円 -¥42)  
値引後単価 129円 ¥2,727

(消費税10%対象) ¥2,727  
消費税等 ¥273  
**合計 ¥3,000**  
お預り ¥3,000  
お釣り ¥0

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX  
Tポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

株式会社 リゅうせきライフサポ  
小禄駅前店  
沖縄県 那覇市田原1-3-2  
TEL:098-858-3838 SS-980184  
ショップNo 4216-01  
デパートNo4701-4702  
099小禄駅前店 2020/04/01

超お得オイルキャンペーン  
低燃費エンジンオイルで快適ドライブ



領収書

2020年04月11日 20:51  
売上  
ヒガキョウ様  
6-980184-49992-000  
現金会員  
車両番号 **実車番**  
0026-00  
レギュラー P01  
数量 35.58L  
単価 115円 ¥4,091  
(単価値引 2円 -¥71)  
(QRクーポン値引 8円 -¥284)  
値引後単価 (105円) ¥3,736

(消費税10%対象) ¥3,736  
消費税等 ¥374  
**合計 ¥4,110**  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥5,890

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX  
Tポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

株式会社 リゅうせきライフサポ  
末吉店  
沖縄県 那覇市松島2-7-39  
TEL:098-885-2110 SS-980221  
ショップNo 6368-01  
デパートNo5557-5558  
099末吉店 2020/04/23

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

7/15/10





資料購入費

¥  
(政務活動のため全額充当)

項目 ( 資料購入費 )

2- 5- 7 振出	*3,075	シンホウ04カツフン
2- 6- 5 振出	*3,075	シンホウ05カツフン
2- 7- 6 振出	*3,075	シンホウ06カツフン
2- 5- 7 振出	*3,075	タイム04ツキシリヒカ
2- 6- 8 振出	*3,075	タイム05ツキシリヒカ
2- 7- 7 振出	*3,075	タイム06ツキシリヒカ

注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。

2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。

3 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、余白に充当額を記載して下さい。





¥  
\_\_\_\_\_  
(政務活動のため半額充当)

項目 ( 事務所費 )

2- 4-27	振出	■71,220	家賃
2- 5-25	振出	■71,220	家賃
2- 6-25	振出	■71,220	家賃

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

項目（ 事務所費 ）

¥  
（政務活動のため全額充当）

02-04-27	WTU	3,315	オキナワデ"ンリヨク 47キ
02-05-28	WTU	6,769	オキナワデ"ンリヨク 57キ
02-06-26	WTU	10,160	オキナワデ"ンリヨク 67キ

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、余白に充当額を記載して下さい。

# 事務所概要申告票

議員名 比嘉京子

## 1. 物件の所在

住所	〒903-0806 那覇市首里汀良町1-9-2	
電話番号	098-988-8770	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

比嘉京子 印

貸借人 氏名

XXXXXXXXXX 印

住所

XXXXXXXXXX

# 事務所費充当状況申告票

議員名 比嘉京子

## 1. 事務所の状況

住所	〒903-0806 那覇市首里汀良町1-9-2
----	-------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政治活動の拠点として活用している。

(関係経費)

家賃(月額)	71,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	71,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

比嘉京子





# 賃貸借契約書

比嘉京子 様

# 住宅賃貸借契約書

貸人（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、下記Ⅰ、Ⅱ及びⅢの記載（以下「表記」という。）により、住宅（以下「本物件」という。）の賃貸借契約（以下「本条」という。）を締結します。

本物件の表示

名称	仲村貸事務所	戸数・築年数	1 階	号室
所在地	〒 那覇市首里汀良町1丁目9番地2			
構造	鉄骨コンクリート造	階数	3 階建	築年
付属施設	クーラー	台数	1 台	フロア

賃貸人及び賃借人等

1	賃貸人（甲）	住所	電話番号
	比嘉京子	〒	

2	賃借人（乙）	氏名	生年月日	乙との関係	氏名	生年月日	乙との関係
	同居者	比嘉京子					
	緊急時の連絡先	住所	氏名	電話番号	(乙との関係)		

3	本物件の管理業者	住所	氏名	電話番号
---	----------	----	----	------

賃貸借条件

1	賃貸借期間	始期	平成21年8月1日	1 年	ヶ月間
		終期	平成22年7月31日		
	本物件の引渡日	年 月 日 (注)上記始期と異なるときは、記入する。			

社 全日本不動産協会

〒903-0806

沖縄県那覇市首里汀良町2丁目31番地

湯川不動産

TEL 098-887-2631  
FAX 098-887-2632



Yukiawa

賃料	月額 70,000円	付属施設使用料	月額	円
共益費	月額	水道料金	月額	1,000円
支払期限	毎月	日までに翌月分を支払います。		
支払方法	振込・持参 口座引落し			
振込先	金融機関名: 沖縄 〇〇 〇〇			
	口座番号: 〇〇〇〇〇〇			
	口座名義人: 〇〇〇〇〇〇			
持参先				
敷金	賃料の1ヶ月分相当額 70,000円			
その他一時金	賃料の	ヶ月分相当額	円	名義: 〇〇〇〇
更新料	新賃料の			
	ヶ月分相当額	円		

(注) 1. 賃料等の振込手数料は、乙の負担とします。  
 2. 1ヶ月に満たない月の賃料、共益費及び附属施設使用料は、日割計算とします。

**(使用目的)**  
 第1条 乙は、本物件を居住目的のみに使用し、これ以外の用途に供してはなりません。  
 2. 本物件の同居者は、表記IIに記載された者に限るものとし、その変更については、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければなりません。

**(賃貸借期間)**  
 第2条 本契約の賃貸借期間は、表記IIIの1のとおりとします。

**(賃料等)**  
 第3条 本物件の賃料、共益費及び付属施設使用料（以下「賃料等」という。）の金額並びに支払期限及び方法は、表記IIIの2のとおりとします。  
 2. 賃料等が、経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の類似物件の賃料等と比較して不当になったとき、甲又は乙は、賃料等の改定を請求することができます。

**(敷金及びその他一時金)**  
 第4条 乙は甲に対して、本契約締結までに表記IIIの2の敷金を預託しなければなりません。  
 2. 敷金には利息を付しません。  
 3. 前条第2項により賃料が改定されたときは、甲又は乙は、敷金について速やかにその差額を返還し、又は補填しなければなりません。  
 4. 乙は、本物件の明渡し前においては、敷金をもって本契約から生ずる債務と相殺することとはできません。  
 5. 本物件の明渡しの際に、乙の賃料等の滞納、現状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生ずる債務の不履行が存するときは、甲は、敷金から当該債務の額（内訳を明示する）を差し引くことができます。  
 6. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、前項の債務額控除後の敷金を速滞なく乙に返還しなければなりません。  
 7. その他一時金を受取る場合、乙は甲に対して、表記IIIの2の金額を預託又は支払わなければならないものとします。

ければなりません。ただし、預託にかかわる金額の取扱いは、前6項に準じます。  
**(保証金)**  
 第5条 甲又は乙がその相手方に対して本契約に規定する金額の支払いを怠った場合は、その支払期限の日の翌日から支払当日まで年1割の割合による遅延損害金を付加して支払います。

**(費用の負担)**  
 第6条 本物件の電気、ガス、上・下水道の各料金、取会費等は、乙の負担とします。

**(通知)**  
 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、その相手方に対して遅滞なく通知するものとします。

- ① 乙が1ヶ月以上にわたり不在となるとき
- ② 表記IIの2の緊急時の連絡先を変更したとき
- ③ 連絡保証人（以下「丙」という。）の住所、氏名等に変更があったとき
- ④ 乙の氏名に変更があったとき
- ⑤ 表記IIの3の管理業者を変更したとき

**(禁止される行為)**  
 第8条 乙（同居者を含む。）は、本物件の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。

- ① 本物件の全部又は一部につき、質借権を譲渡し、又は転貸すること（無償で同居させることを含む。）
- ② 銃刀、火薬、自然発火性若しくは引火性の著しい危険物その他身体又は財産に害を加えるのに使用される器物等を製造し、貯蔵し、若しくは営業等の用に供する目的で取り扱い、又は法律で所持することを禁止されたものを所持すること
- ③ 暴力組織への加入、その関係者の出入り等その他近隣住民の平穏な日常生活を妨げ、又は反社会的な活動を行うこと
- ④ 配水管を腐食させ、又は詰まらせる恐れのある物質を流すこと
- ⑤ ピアノその他の楽器類・テレビ・ステレオ・拡声器等から日常生活上の許容範囲を超える大音量を発生すること
- ⑥ 狂吠、暴走等明らかに近隣に著しく迷惑を及ぼす恐れ又は危険性のある動物を飼育し又は一時的に持ち込むこと
- ⑦ 近隣住民の健康保全の妨げになる電波、騒音、振動又は悪臭を発生させること
- ⑧ 本物件に損害を与えること
- ⑨ 公序良俗に反すること

**(制限される行為)**  
 第9条 乙（同居者を含む。）は、本物件の使用にあたり、甲の承諾を得ないで、次に掲げる行為をしてはなりません。

- ① 増築、改築又は室内の修繕、装替え、工作を伴う模様替え、敷地内における工作物の設置等を行うこと
- ② 敷地、共用部分に属する廊下又は階段等に物品を置くこと
- ③ 犬、ペラント等に看板、ポスター類の広告物を掲示又は表示すること
- ④ 犬、猫等の小動物（近隣に迷惑を及ぼす恐れのない觀賞用の小鳥、魚等は除く。）を飼育し、又は一時的に持ち込むこと
- ⑤ 大型の金庫、ピアノその他の貴重物を搬入し、又は搬入付けること

3. 明渡しに際して、乙は付加した造作及び設置した工作物等（甲の承諾を得たものを含む。）については取返し、甲に対し、その名目の如何を問わず、その買取等を一切請求しません。

(2) 入り

第16条 甲は、保守点検その他安全管理のために必要があるときは、事前に乙の承諾を得て本物件に立ち入ることができるが、乙はこれに協力しなければなりません。

2. 火災等緊急の場合には、甲は、乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入ることができ、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、乙にその旨を速やかに通知しなければなりません。

(3) 連帯保証人

第17条 丙は、甲に対し、本契約（更新後の契約を含む。）に基づいてこの甲に対する一切の債務を連帯保証します。

2. 丙が保証人としての弁済の責を負ったときは、乙は、甲の滞りに従い、従前の連帯保証人に代えて、又は従前の連帯保証人に追加して、保証人としての条件を具備した新たな連帯保証人を立てるものとします。

(4) 契約の更新

第18条 本契約の期間の満了に際して、甲は乙に対して6ヶ月前までに、又は乙は甲に対して1ヶ月前までに、本契約の更新をしない旨若しくは賃借条件を変更して更新する旨の通知をしないときは、従前同一の条件で本契約を更新したものとみなします。

2. 更新料は、表記Ⅲの2のとおりとし、本契約期間の満了日までに、乙は甲に対して更新料を支払います。

(5) 協議解決

第19条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項又は本契約の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令、慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとします。

(6) 管轄裁判所

第20条 甲、乙及び丙は、本契約に基づく訴えについては、本物件の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(7) 特約事項

この賃貸物件に關して、不具合等が発生した際は家主が対応致しますので、家主への連絡をお願い致します。

(8) 契約の解除

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその期間内に履行しないときは、甲は本契約を解除することができます。

- ① 第9条第1項、又は第18条に規定する金額の支払いを怠ったとき
  - ② 甲が本物件の使用規則を定め、乙（同居者を含む。）がこれに従わないとき
  - ③ 前条又は第17条の規定に違反したとき
  - ④ その他本契約に違反する行為であって、甲の信頼を著しく損ねたとき
2. 乙が第1条又は第9条の規定に違反した場合は、又は不正な方法で本契約を締結した場合は、甲は直ちに本契約を解除することができます。

(9) 乙からの解約の申入れ

第11条 乙は、第2条の期間中であっても、甲に対し書面で本契約の解約を申し入れることができ、甲入れがあったときは、甲入日の翌月の当日の終了をもって本契約は終了します。

2. 乙は、前項による解約申入れに代えて1ヶ月分の賃料相当額を甲に対して支払うことにより、本契約を即時に終了させることができます。

(10) 汚損等による契約終了

第12条 本物件が汚損、火災等不可抗力により使用不能となった場合には、本契約は、当然終了するものとします。

(11) 修繕義務と費用負担

第13条 甲は、本契約の存続期間中、本物件（共用部分、付属施設を含む。）に修繕を必要とする箇所が生じたときは、遅滞なく、甲の費用負担により修繕します。

2. 乙（同居者、来訪者を含む。）の責めに帰すべき事由により前項の修繕を必要とする箇所が生じた場合は、乙は、甲の承諾を得たうえで、自己の費用負担により遅滞なく修繕する義務を負います。

3. 乙は、本物件について修繕すべき箇所を発見したときは、遅滞なく、その旨を甲に通知します。

(12) 明渡し

第14条 本契約が終了したときは、乙は、その終了日迄に本物件について清掃等を行なって、原状に回復し、甲に明け渡します。

2. 前項の場合、本物件に附属物があつたときは、甲が乙の費用負担によりこれを適宜の方法で廃棄処分することに、乙は予め同意します。

3. 本物件を明け渡す場合においては、乙は、甲又は甲の指定する者と協議し、その明渡しに際して立ち会ふ機会を与えなければなりません。

4. 乙が本物件の明渡しを遅滞したときは、乙は甲に対し、明け渡すべき期日の翌日から明渡し完了するまで1ヶ月につき賃料等の月額1.5倍の割合による金員を支払います。但し、1ヶ月に満たない月については日割計算とします。

(13) 原状回復

第15条 本物件の明渡しの際に汚損若しくは破損箇所がある場合において、当該箇所が通常の使用により生じる範囲を超えるとき、又は乙（同居者、来訪者を含む。）の故意若しくは過失により生じたものであることが明らかとなるときは、乙は速やかに、乙の費用負担によりこれを原状に回復します。

2. 乙が前項の原状回復を怠った場合は、甲がこれを代行し、その費用を乙に負担させることができます。この場合においては、甲は、乙に対して原状回復費用の償還を請求する際、原状回復の内容及び費用の内訳を明示します。



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙及び丙は記名、押印のうえ、甲及び乙はその1通（丙はその写し）を保有するものとします。

貸 貸 人 (甲)	住 所	平成 年 月 日
	氏 名	電 話
賃 借 人 (乙)	住 所	
	氏 名	電 話
連 帯 保 証 人 (丙)	住 所	
	氏 名	電 話
(媒介・代理) する 宅 地 建 物 取 引 業 者	免許証番号：( 沖縄県 ) 知事、 水垢(1)第3714号 事務所所在地 〒903-0806 沖縄県那覇市首里汀良町2丁目31番地	
	商 号 (名称)	湯川不動産
	代表者氏名	湯川さつき
		電 話 ⑥ 098-887-2691
	宅 地 建 物 取 引 主 任 者 登 録 簿 号 ( 沖 縄 県 ) 知 事 新	号
	氏 名	
(媒介・代理) する 宅 地 建 物 取 引 業 者	免許証番号：( ) 知事、 大垢( ) 第 号 事務所所在地 〒	
	商 号 (名称)	
	代表者氏名	電 話 ⑦
	宅 地 建 物 取 引 主 任 者 登 録 簿 号 ( ) 知 事 第 号	
	氏 名	⑧

この書面は、宅地建物取引業法第74条に規定する書面をかねています。



(政務活動のため半額充当)

項目 ( 事務費 )

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号  
4908-0074-73070

2020年 4月ご請求分  
金額(円)  
¥7,082-

受取人  
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 印  
08223  
20.4.4  
ローソン青葉大塚店  
国地前店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号  
4908-0074-73070

2020年 5月ご請求分  
金額(円)  
¥12,324-

受取人  
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 印  
08223  
20.5.27  
ローソン青葉大塚店  
国地前店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号  
4908-0074-73070

2020年 6月ご請求分  
金額(円)  
¥11,721-

受取人  
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 印  
108223  
20.6.26  
ローソン青葉大塚店  
国地前店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

〒

(政務活動のため半額充当)

項目 ( 事 務 費 )

振込金受領書(お客様控)	
支払期日 (DUE DATE)	2020年 6月20日
ご請求金額 (TOTAL AMOUNT DUE)	13,936 円
うち消費税額 (TAX)	1,219 円
ご請求コード (CUSTOMER CODE)	3037007668
au 電話番号 (au telephone No.)	
ご依頼人名 (NAME)	比嘉京子 様
内 訳 (CHARGES)	
2020年 5月請求	6,917円
2020年 4月請求	6,926円
延滞利息	93円
合計	13,936円
	13,843円
※月々のご利用明細は、My auにてご確認 いただけます (URLは裏面参照)	
受 取 人 (RECIPIENT)	KDDI株式会社



印  
紙

このシシ目  
を切り取って  
コンビニエンス  
ストアまで  
お持ちください

払込受領証(お客様控)	
受 取 人	KDDI株式会社
ご請求コード	3037007668
払込人氏名	比嘉京子 様
ご請求年月	2020年 6月
ご請求金額	7,019円
(うち消費税等)	619円
上記金額を受領いたしました。 ※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。	

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

¥

(政務活動のため半額充当)

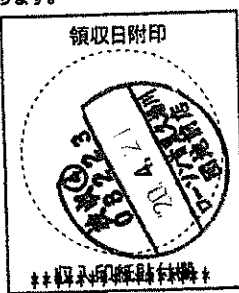
項目 ( 事務費 )

### 受領書 (お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥1,650
番号	(91)908093-043890 0110001768054224 200430-0-001650-3
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

4月分




003046

### 受領書 (お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥1,650
番号	(91)908093-043890 0110001775282927 200531-0-001650-6
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

5月分



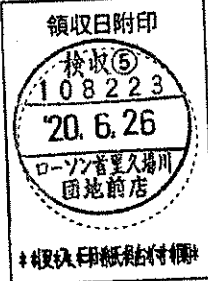
002807

### 受領書 (お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥1,320
番号	(91)908093-0438900110001784781101 200630-0-001320-6
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

6月分



S S

722000

金額を訂正した場合はお取扱いできません。

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

〒

(政務活動のため全額充当)

項目 ( 事務所費 )

# 領 収 証

No. 2011

比嘉京子 様

2年 6月 11日

下記のとおり領収致しました。

オフィスプロ

(株)ニシハラ

那覇市首里汀良

TEL.098-882

合計金額 ¥4,000-

月日	品名	数量	単価	金額	適要
	1 会館用プリンター	1台		4000	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	商品代金計				
	消費税額				
	合計			¥4000	

説明：書類等資料の整理用スペース、プリンタ置き場として使用していたが経年劣化もあり、新しいプリンタの水平を保ちながら設置することが困難になったため。

¥  
(政務活動のため全額充当)

項目 ( 事務費 )

領 収 証

No. 2969

比嘉京子 様

2020年6月17日

★ ¥ 1848 -

但しノト代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 1680

消費税額等(10%) 168

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号

リウボロ

CARTOLERIA 沖縄店

Tel 098-918-0150

Fax 098-918-0151

ココロ ウケ-78

注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。

2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。

3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

〒

(政務活動のため全額充当)

項目 ( 事務費 )

# 領 収 証

No. 2052

比嘉京子 様

2年6月25日

下記のとおり領収致しました。

オフィスプロ

(株)ニッハ

那覇市首里汀良町

TEL.098-882-

合計金額 ¥350-

月日	品名	数量	単価	金額	適要
1	コピー用紙 A4	1冊		350	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
	商品代金計				
	消費税額				
	合計			¥350	

注1 自動

2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。

3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。



項目 ( 事務費 )



TSUTAYA 首里店  
TEL 098-885-0988

●営業時間変更のお知らせ●  
いつもご利用頂きまして  
誠にありがとうございます。  
2019年11月5日より営業時間を  
8:00~23:00に変更いたします  
レジNo.0016  
伝票No.00161998901 -001  
2020年08月30日(火) 15時16分

取引レシート  
営業日 2020年08月30日(火)

ボールペン 88円

販 文具  
000000000184 1 88

小 計 1 88  
注) §は軽減税率(8%)適用商品

合 計 88  
※内訳(10%) 80  
(消費税) 8  
※内訳(8%) 0  
(消費税) 0  
現金計 88  
お預り 113  
お釣り 25

扱者

店舗サービスアンケート実施中!  
お客様の声をお聞かせください

抽選で1,000名様に  
100ポイントプレゼント!

6/30まで

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

¥ 54,780

(政務活動のため全額充当)

項目 ( 事務費 )

説明：使用中のプリンタが  
使用不能になったため購入。

領収証



コジマ×ビックカメラ那覇店  
電話番号 098-941-3001

比嘉 京子 様

¥57,519-

(内、消費税等 ¥5,229)  
お品物 ( フォトリソグラフィ装置 ) 代として  
上記正に領収致しました。

印紙税申告納  
付につき宇都宮  
税務署承認済

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！  
その1 ポイント交換でお得にお買い物！  
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2020/04/03/14:10 レジNo687/0112  
取引No6441 販売員

4988617302143 EMM670FT  
殊/P/R @¥49,800 ¥54,780  
P\_1-54,780

保証加入(3年)-2,739(1件)  
保証加入番号-68700112200403644101  
971050 コジマ長期保証

3/P/P/P @¥2,480 ¥2,739  
P付与無し

合計 ¥57,519  
(内、消費税等 ¥5,229)  
点数 2

お支払い ¥57,519  
現金 ¥60,000  
(内、消費税等 ¥5,229)  
約款 ¥2,481

今回のお買上げによりポイントの有効  
期日が2021年04月02日に延長されました。

注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に使用

2 按分による支払がある場合は、余白に按分の

3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載 して下さい。



さい。





## 令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 比嘉 京子

被雇用職員名	■■■■■
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: ) <input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名


■■■■■



住所

■■■■■

雇用者 沖縄県議会議員

比嘉 京子 

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。


勤務実態申告票

【議員名 比嘉京子】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	40%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	5%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	5%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	5%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	35%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党との連絡調整 ・後援会の名簿管理	0%

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 比嘉京子 

被雇用者 

## 雇 用 契 約 書


氏 名 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	生年月日 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>
住 所 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	電話番号 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>

下記条件にて契約いたします。

雇 用 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
主 な 就 業 場 所	那覇市首里汀良町 沖縄県議会議員 ひが京子事務所
主 な 職 務 内 容	政務活動に係る事務補助
就 業 時 間	基本的には、土・日とし、必要に応じその都度相談。
休 日	特に定めない。
給 与 ( 賃 金 )	時給 900 円 交通費別途支給
支 払 方 法	毎月末締め切り 翌月1日支払
支 払 方 法	直接払い
備 考	就業時間は必要に応じ相談する。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年 4月 1日

雇用者 氏名 比嘉 京子  印

被雇用者 氏名                       印

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和2年度

出勤簿

氏名

《政務活動のため全額充当》

月日	曜日	勤務時間帯	休憩時間	実働時間	時給	交通費	支給	月額	受取印
4月4日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280		●
4月5日	日	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		
4月11日	土	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		
4月18日	土	13:00~18:00	0	5	900	680	5,180		
4月19日	日	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		
4月28日	土	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		
4月25日	土	13:00~18:00	0	5	900	680	5,180	4月分	
4月29日	水	10:00~17:00	1	6	900	680	6,080	48,640	
5月2日	土	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		●
5月6日	水	10:00~15:00	1	4	900	680	4,280		
5月9日	土	10:00~15:00	1	4	900	680	4,280		
5月10日	日	10:00~15:00	1	4	900	680	4,280		
5月16日	日	10:00~15:00	1	4	900	680	4,280		
5月17日	日	10:00~16:00	1	5	900	680	5,180		
5月23日	月	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		
5月30日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	5月分	
5月31日	日	10:00~17:00	1	6	900	680	6,080	46,620	
6月6日	土	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		●
6月7日	日	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		
6月13日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280		
6月14日	日	9:00~17:00	1	7	900	680	6,980		
6月15日	月	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280		
6月16日	月	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	6月分	
6月17日	月	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	38,060	
								¥133,320	